

『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』について(報告)

国土交通省 港湾局

○平成25年6月27日 第52回港湾分科会

- 稼働中の産業遺産を世界遺産登録するための枠組みについて
- 明治日本の産業革命遺産の概要
- 稼働資産 三池港の価値及び保全手法について

○平成25年12月2日 第54回港湾分科会

- 明治日本の産業革命遺産、世界遺産登録推薦案件決定に係る報告
- 推薦書・保全管理計画と港湾計画との関係

○平成27年12月7日 第61回港湾分科会(本日)

- 明治日本の産業革命遺産、世界遺産登録決定に係る報告
- 世界遺産登録後の対応について

稼働中の産業遺産を世界遺産登録するための枠組みについて

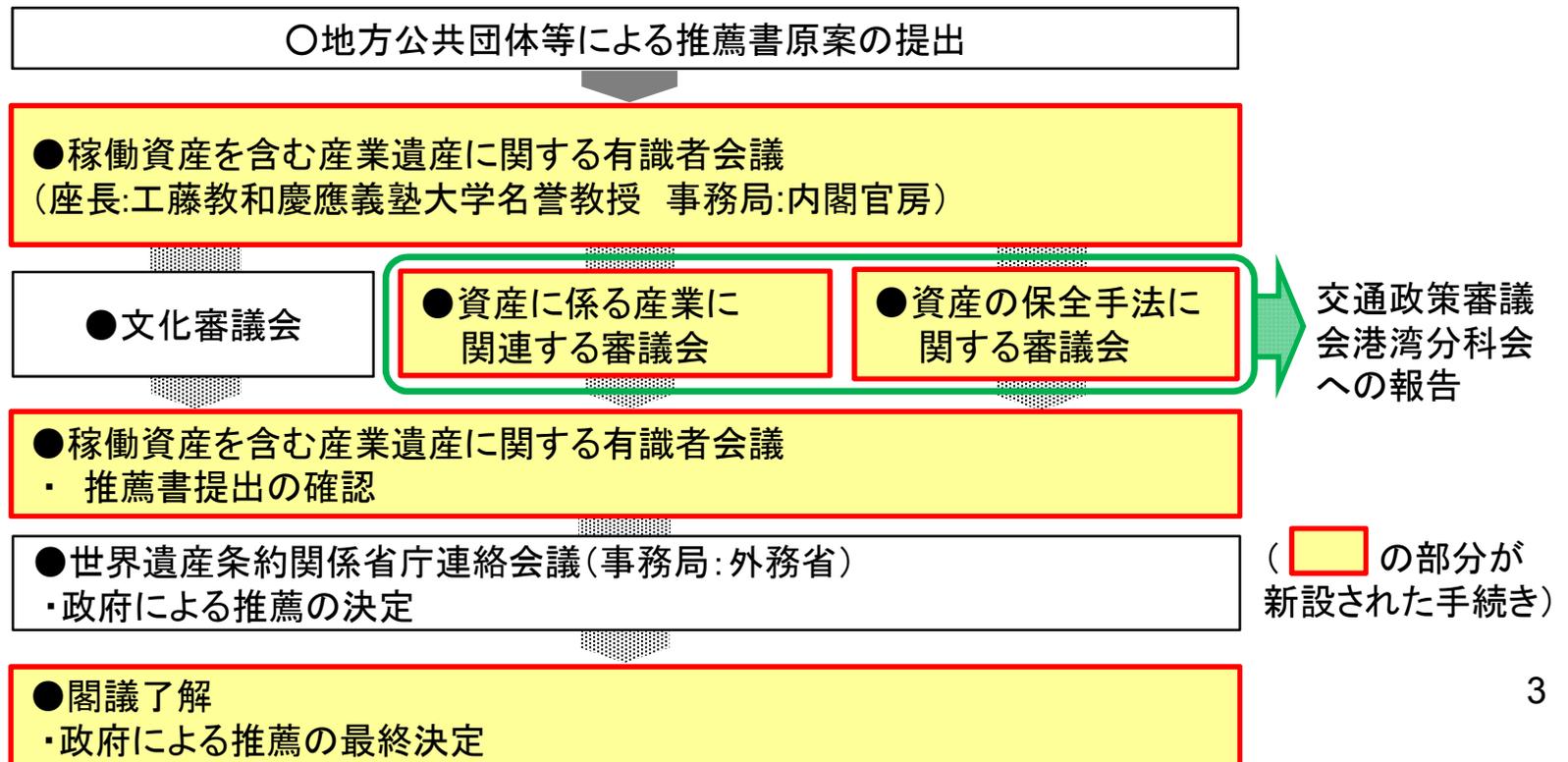
○従来： 全て文化審議会のみで推薦候補を審議・選定し、関係省庁連絡会議に諮る仕組みであった



文化財保護法に基づく規制は適当でないという危険
する保有企業の理解を得ることが最大の課題

○新たな枠組み： 稼働中の産業遺産については、遺産価値の保全と企業経営の制約の最小化が両立されるよう、関連産業を所管する省庁及び文化財保護法以外の保全手法を所管する省庁の意向を内閣官房が集約しつつ、世界遺産に推薦する候補を選定する仕組みを新たに構築
(平成24年5月25日閣議決定「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」)

稼働中の産業遺産を含む案件の推薦までの手続き



港湾法等を用いた三池港の遺産価値の保全について

- 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三池港が有する価値について、港湾法等に基づく規制により保全を図る。

※遺産の保全管理のための法制度として、港湾法の体系を用いることの効果

- 港湾管理者(地方政府)は、港湾という広い空間において、港湾計画に従い、法に基づく行政行為として土地の用途規制などの強制措置を行うことができる。
 - 港湾管理者(地方政府)が、首長等の交替により、遺産価値を損なう港湾計画の策定を行おうとした場合は、中央政府(国土交通省)は、遺産価値の保全のため、計画の変更を求めることができる。
- 港湾法等に基づき保全を図る旨を記載した「保全管理計画書」を推薦書提出と併せて世界遺産委員会に提出。

保全管理計画の内容

1. 保全管理計画の目的と構成
2. 資産の範囲と内容
3. 価値評価
4. 資産・緩衝地帯の保全管理方法
5. 管理保全方針
6. モニタリング
7. 参考文献
8. 附属資料

港湾計画との関連部分

- ・港湾法等に基づき保全を図る旨記載。
- ・港湾計画において保全管理方針を明確に位置づけることで、適切かつ確実に保全等が行われる体制が確保される旨記載。

【港湾計画での記載事項】

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項:

1-1 産業遺産の保全

三池港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、価値を構成する産業遺産の適切な保全に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努める。(2013年8月策定時点)

『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』 世界遺産登録決定まで

(平成24年)

5月25日：「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」閣議決定

(平成25年)

6月27日：第52回交通政策審議会港湾分科会への報告

8月27日：第3回稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議での推薦書等の確定

9月17日：関係閣僚の会議等による推薦候補の調整

9月20日：関係省庁連絡会議の開催

⇒ 複数候補のうち、『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』を、日本からユネスコへの推薦最終候補1件に決定

9月30日：ユネスコへの推薦書(暫定版)の提出

12月2日：第54回交通政策審議会港湾分科会への報告

(平成26年)

1月17日：『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』の推薦書の提出を閣議了解

1月29日：ユネスコへの推薦書(正式版)の提出

7月14-15日：「産業遺産国際会議」海外の世界遺産関係者を招いたプレゼンテーション

9月25日-10月6日：ICOMOS(国際記念物遺跡会議(ユネスコの諮問機関))による現地査察

(10月2日に三池港の査察)

(平成27年)

5月4日：ICOMOSより、推薦案件の名称を『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』と変更した上で、世界遺産一覧表への「記載」が適当との勧告。



平成27年 7月5日 ユネスコ 世界遺産委員会 世界遺産一覧表への記載が決定

世界遺産登録後の対応について

世界遺産委員会における審議について

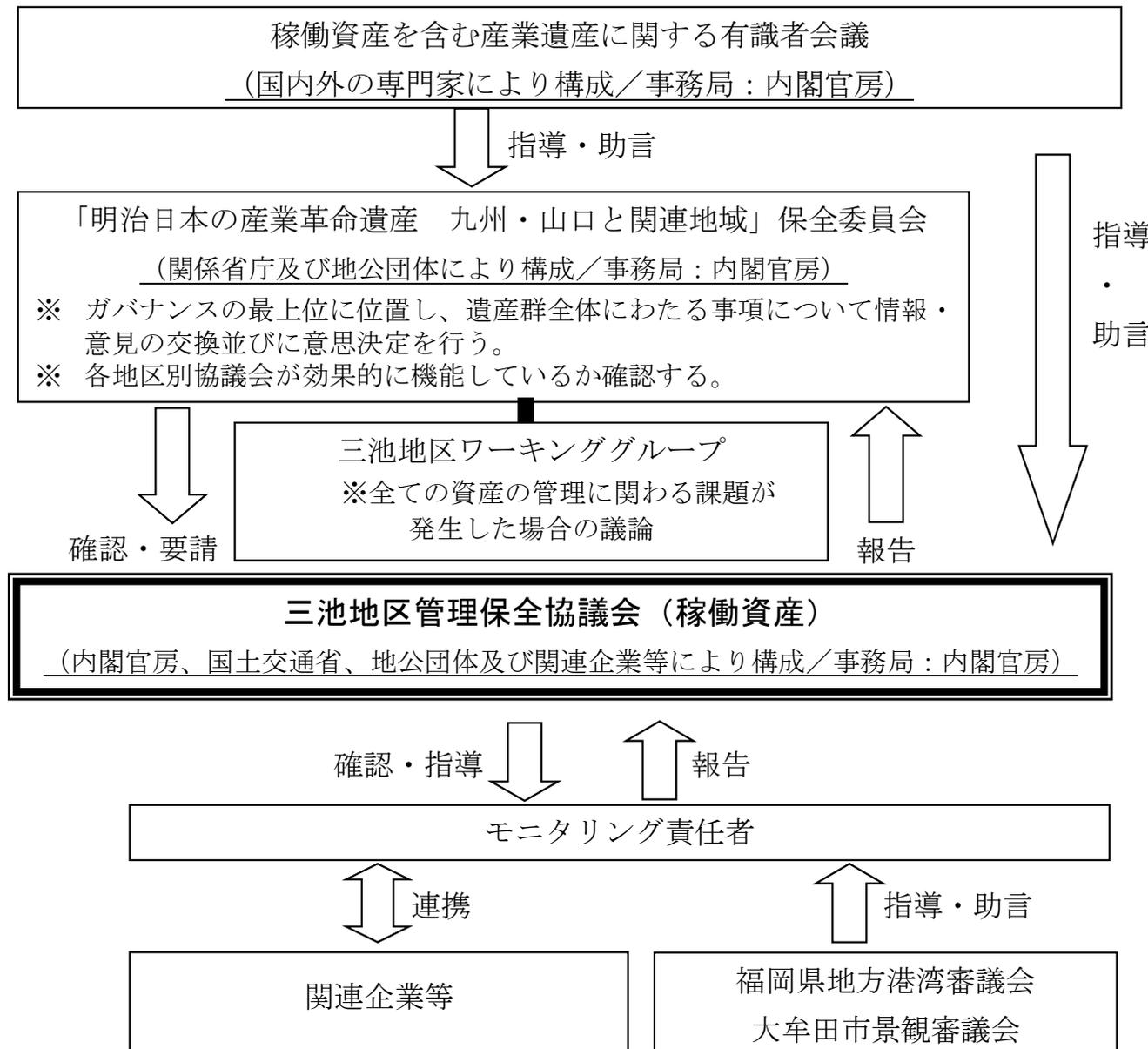
「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産一覧表記載審議に係る決議において以下の通り勧告されている。

- 各資産の保全状況やそのモニタリング状況等について、2018年の第42回世界遺産委員会の審議のため、2017年12月1日までに、世界遺産センターに報告すること。

今後の対応について

- 港湾法等に基づき保全を図る旨を記載した保全管理計画に則り、関係者協働のもと、遺産価値の保全に配慮しつつ、産業港湾としての機能維持・向上に努める。
- また、上記勧告を踏まえ、世界遺産委員会における審議のため、適切な保全及びそのモニタリング状況に係る報告書の作成に取り組む。

【参考】三池港の保全管理体制



『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』の概要

所在地

福岡県:北九州市;大牟田市;中間市、佐賀県:佐賀市、長崎県:長崎市、熊本県:荒尾市;宇城市、
鹿児島県:鹿児島市、山口県:萩市、岩手県:釜石市、静岡県:伊豆の国市 (8県11市にまたがる)

資産の概要

- ・19世紀後半より20世紀の初頭にかけて、基幹産業である重工業(製鉄・製鋼業、造船、石炭産業)の急速な産業化を進め、日本が非西洋諸国で初めて産業国家となった道程における急速な近代化を証言する産業遺産群。
- ・幕末から明治後期にかけて、日本は急速な産業化を成し遂げ、明治の産業革命を成功させた。非西欧諸国の中で、他に先駆けて日本が産業国家となったことは、世界史的意義を有するが、本遺産は、産業国家日本の屋台骨を支える製鉄・製鋼業、造船、石炭産業における急激な発展の証拠となる遺産を、産業革命遺産としてまとめたもの。19世紀に西洋技術の模倣による実験的試みが20世紀初頭に八幡製鐵所、長崎造船所、三池炭鉱・三池港といった産業拠点・産業システムとして結実していった過程で形成された様々な遺産を含み、その一部は現在でも稼働し現役の施設として利用されている。
- ・一連の遺産群は、幕末から明治後期における西洋技術の導入、日本の伝統的技術との価値観の交流、日本の文化的伝統を基礎とした独自の産業文化の形成、産業国家にふさわしい重工業における産業技術・産業システムの発展を物語っている。

資産の構成

- ・幕末～明治中期に、西洋技術を模倣又は導入した時期の製鉄、造船、石炭産業に関する産業遺産群。



萩反射炉



集成館



萐山反射炉



橋野鉄鉱山



三重津海軍所跡



端島炭鉱＝軍艦島

- ・明治後期において、製鉄・製鋼、造船、石炭産業のそれぞれの技術とその集合体を発展させ、産業として形成し、産業国家の実現に貢献した重工業の重要拠点。



長崎造船所



三池炭鉱・三池港



八幡製鐵所



『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』の構成資産

全8エリア23の資産により構成され、具体的な資産は以下のとおり

Area 1. 萩

萩城下町、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、松下村塾

Area 2. 鹿児島

旧集成館、寺山炭窯跡、関吉の疎水溝

Area 3. 釜山

釜山反射炉

Area 4. 釜石

橋野鉄鉱山

Area 5. 佐賀

三重津海軍所跡

Area 6. 長崎

小菅修船場跡、長崎造船所第三船渠、長崎造船所旧木型場、長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン、長崎造船所占勝閣、高島炭坑、端島炭坑、旧グラバー住宅

Area 7. 三池

三池炭鉱(三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱万田坑、専用鉄道敷跡、**三池港**)、三角西港

Area 8. 八幡

八幡製鉄所(旧本事務所、八幡製鉄所修繕工場、旧鍛冶工場)、
八幡製鉄所遠賀川水源地ポンプ室

○遺産価値に係る産業活動が継続中のサイトに存する資産を稼働資産といい、三池港、長崎造船所、八幡製鉄所、橋野鉄鉱山がこれにあたる。

※三角西港については、文化財保護法に基づいて保全。



『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』の構成資産 三池港

- ・ 三池港は、日本が工業立国の土台を構築した産業形成期(明治後期)、石炭産業を支えた物流インフラであり、三池炭を大型船で直接積載し国外へ搬出する為に築港された。(1908年完成。) 現在も第一線の港湾として機能。
- ・ 三池港を構成する資産は、ハミングバード(はち鳥)のような独特の形状を有する水面、防砂堤、築港当時の港湾構造物(護岸、岸壁)、閘門、三池港内石炭運搬経路であり、各施設が計画的に配置された当時としては画期的な大港湾。

